

自治研 蔵 かながわ

2010

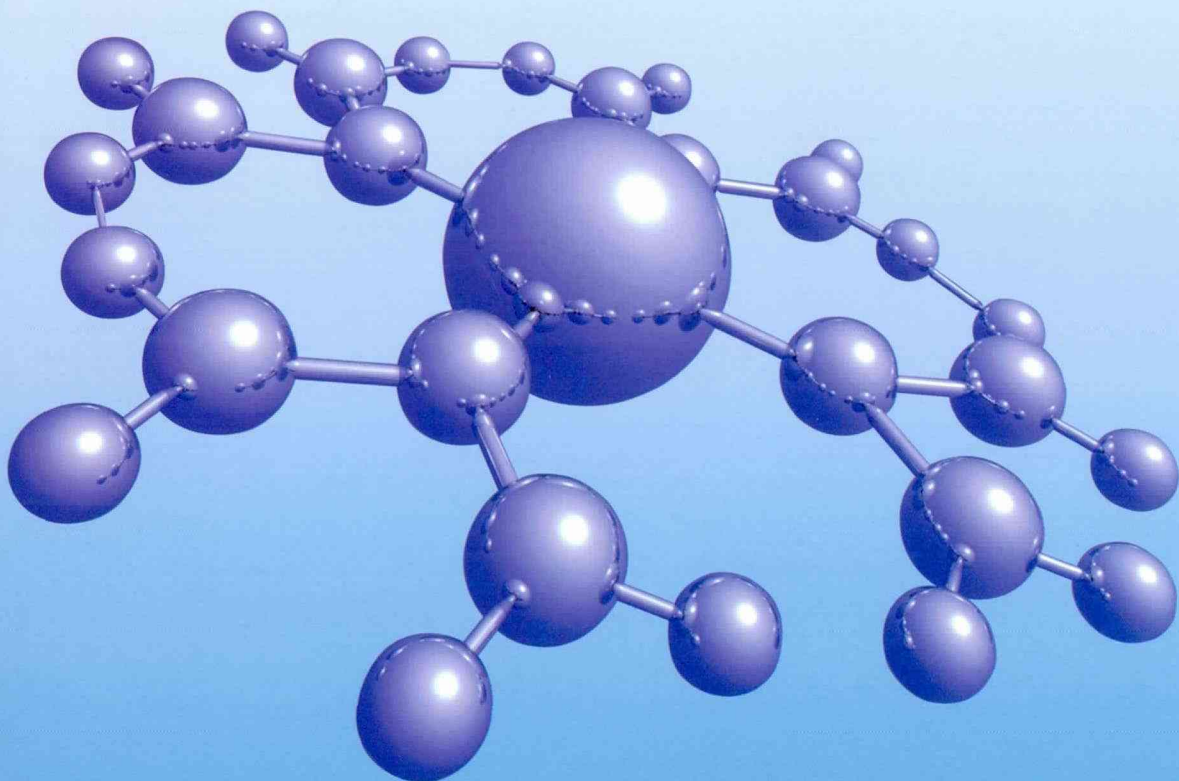
4

No.120

(通算184号)

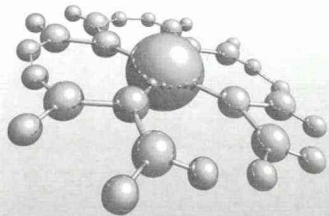
◆ 鳩山政権と地方分権改革

◆ 名古屋市の「減税」を考える



社団法人 神奈川県地方自治研究センター





もくじ***CONTENTS

2010年度 神奈川自治研センター通常総会記念講演会

鳩山政権と地方分権改革

－ 30年遅れの政権交代、そして福祉社会における地方自治－

[公益財団] 地方自治総合研究所 所長 辻山 幸宣……………1

2009年度 第2回地方分権システム研究会

名古屋市の「減税」を考える

－ 「住民分権」改革とそこにおける市民税減税－

愛知地方自治研究センター 研究員 野口 鉄平……………10

Topics・トピックス・とびっくす……………25

2010年度 3月通常総会開かれる……………26

2010年度神奈川自治研センター通常総会記念講演会（2010年3月16日）

鳩山政権と地方分権改革

— 30年遅れの政権交代、そして福祉社会における地方自治 —

[公益財団]地方自治総合研究所所長 辻山 幸宣

2010年3月16日、神奈川県地方自治研究センター2010年度通常総会記念講演会が、神奈川県地域労働文化会館で開催された。辻山幸宣地方自治総合研究所所長より「鳩山政権と地方分権改革」というテーマで、ご講演をいただいた。以下は、その講演内容をもとに編集部において原稿を作成し、辻山氏が加筆・修正したものである。

はじめに

（1）政権交代と地方分権改革

今日は奇しくも、鳩山政権半年の節目に当たったが、この政権交代によって地方分権改革は推進されるのだろうか。多くの方たちは、地方分権改革を期待している。しかし、そこで言われている地方分権の中身は何か、ということ特定しなくてはならない。

鳩山政権の進める地域主権改革とは、どのような改革なのか。3月3日に開催された第2回地域主権戦略会議の議事録をみると、大阪府知事の橋下さんがフリートキングで「大阪府と大阪市を統合したい」というような話もちかけている。これに対し、原口総務大臣と鳩山総理がそろって「水平的な統合は市町村合併で終わったので、これからは垂直的な統合だ」という相当気合の入った発言をしていた。

この人たちは、私とは違ったところで地方分権とか、地方自治ということの意味を捉えているのだと感じた。

一般的な言説というか、私たちの周辺の研



講演中の辻山所長

究者は、政権選択時代には集権化するのだ、という定義を出している。

民主党のマニフェストを克明にみると、すべて民主党が中央の政策によって国民に幸せを運ぶ、という構造になっている。「皆さんの暮らしの困難やこれからの子どもたちの夢は、自治体に権限を与えますからここでやっていただきますよ」とは絶対に書かない。

仮に再び自民党が政権を奪取するといった気構えでマニフェストを作ったところで、同じである。むしろ民主党よりも、もっとたくさんのメニューを用意して、中央から全国の国民に対して発信し、給付していくという仕組みにならざるを得ない。

分権改革は、政権交代の時代には進まない。むしろさまざまな政策は、集権化する方向に向かうであろう。したがって地方分権はしばらくお休みと考えている。

しかし、地域には課題が残っている。それは、2000年に行われた地方分権一括法による地方分権改革をそれぞれの地域で実践することだと思う。最低でもあと3年半はこのままの政権でいくであろう。時間はあるので、それぞれの地域で自治をつくるということを目指すべき、という考え方の運動論は必要だと思う。

(2) 鳩山政権の分権メニュー

では、鳩山政権はどのような分権メニューをもっているのだろうか。

地域主権改革推進一括法を見ても、義務付け・枠付けの廃止はわずか41法律97条項である。しかも、自治事務についての義務付け・枠付けを廃止するという法案になっている。

自治事務なのだから、そもそも義務付け・枠付けはあってはいけない。たとえ国が標準を示したとしても、自治体によって適正な基準を設定することは認められるべきである。もしそれが、国の政策意図に大きく外れたような基準設定をした場合には、いま用意してある是正の要求などを行えばいい。そして、第三者機関なり裁判所で争えばいい。それが分権改革の柱であったはずである。

自治事務に対する国の義務付け・枠付けは約1万条項もあって、そのうち問題だと言われているものは約4,000条項ある。しかし、今回の法案に入っているのは、わずか41法律97条項である。

つまり、今度の法案にのらなかった約3,900の義務付け・枠付けは、自治体においては触れないという環境が整ってしまうのではないか、その点を私は大変憂慮している。

また、国・地方の協議の場については、ないよりはあったほうがいいが、国家行政組織でもなく、どのような組織として置かれるのか、法学的な説明がつかない。運営のために、地方六団体と国がそれぞれ半額ずつ経費を負担するという事になっているが、そのときに国の負担するお金がどのような種類のものなのかもわからない。

地方自治法については、ほとんどみるべきものはない。たとえば、人口段階別に上限を定めている議会の議員定数について、その上限を撤廃するとしている。自治体が自由に議員定数を決めてよしいということだが、上限に邪魔されて定数を増やせるところなどなく、私は下限のほうが必要であると主張している。これも改革の意図がわからない。

さらに行政機関の共同設置ということも柱になっており、監査事務局や議会事務局の共同設置など、自治体間で共同設置できるということだが、私はあまり評価していない。そういうことは自治体間で話し合っていけばいいと思っている。

このように、少なくとも今出ている法案の中で、見るべきものというのが私は発見できていない。

他方、地方政府基本法の制定が3年後に予定されて、この中に議会の議員を部課長に併任するという案が有力に登場してきている。二元代表制をとっている現在の憲法体制で可能かどうか、という議論もあり、これは結構重いものになると思う。鳩山総理は前向きなことであれば憲法改正は辞さないと言っているので、憲法論議にまで発展するかもしれない。

このように、あちこちにはほころびがあっても説明がつかないメニューが出されている。

それだけに鳩山政権がどのような歴史的使命を持って誕生したのか、ということを確認しない限り、この政権がやるべき改革、やら

なければならない改革というものが明らかに
ならないということである。

1. 30年遅れの政権交代

(1) 戦後福祉国家への道と自民党政治

私は、今回の政権交代を30年遅れとみている。世界の潮流から言えば、先進諸国では一度政権交代が起きて、その揺り戻しがあつて、さらに揺れ戻すかなという状況をうろうろしている。リーマンショック以来、その揺り戻しに少しブレーキがかかったが、先進諸国は第2次世界大戦後に2回の政権交代を経験したと考えている。

第2次世界大戦後、各国は福祉国家への道を模索してきた。所得の再分配、社会保障を充実させるために原資が必要になれば、税を引き上げることによって獲得する、税を集めて再分配するというので、先進諸国は、福祉国家への道を模索してきた。

その中でも、日本は独特の道をたどってきた。地方から選出される与党の代議士たちが、各省と手をつないで予算を獲得するという「仕切られた多元主義」（青木昌彦）が、福祉国家への道筋をつくってきたためである。

要するに、与党自民党における政務調査会（以下「政調会」と表記）の各部会が、それぞれ部会の利益の最大化を図るという行動をとることによって、年々各分野の予算が増え、同時に幅広い国民の利益を実現してきた。建設部会のみならず、厚生部会、文教部会、郵政部会などがそれぞれ自分たちの票と引き換えに予算を選挙区へ運ぶという行動をとり続けてきたのである。加えて、公共事業によるセーフティネットを張ってきたこともある。

そのような仕切られた多元主義が続く限り、与党自民党は存続が保障されていたようなもので、現実に37年間も第一党を続けてきた。

(2) 国家財政危機と先進諸国の政権交代

1971年のニクソン・ショックで金・ドル本位制が放棄され、世界中の経済が大混乱に陥った。ブレトンウッズ体制が崩壊したところに、1973年の第4次中東戦争によるオイルショックが起き、世界が同時不況に陥るということを経験した。第2次世界大戦後の高度経済成長に終わりを告げて、各国は国家財政の危機という新たな問題に直面することになる。

このような状況を加藤栄一は、『福祉国家システム』という著書のなかで、次のように整理している。「現在すべての福祉国家は、福祉の縮小か、福祉社会への軌道修正かの、厳しい選択の岐路に立たされている」。つまり福祉の縮小か、福祉社会への道を歩むか、どちらかしかないということである。

さらに「1970年代初頭の通貨体制危機を起源とするスタグフレーションは、一方では、組織的な福祉の必要をこれまで以上に増大させながら、他方では政治的再分配の基盤を取り崩している。労働者の苦難が増えているのに、それを救うための再分配の原資がないのだ」と言っている。加藤は、完全雇用と福祉サービスの両面において、国家の給付能力に対する信任喪失が広がっていることを指摘した。

まさに国家の危機に直面し、このとき各国では当然のように政権交代が起きた。政府の手による給付ができなくなって、その給付の仕事を市場にゆだねていく、というやり方、つまり市場主義への転換という政権交代がすすんだ。1979年には英国でサッチャー首相、1981年に米国ではレーガン大統領、1982年に西ドイツでコール首相が誕生して、市場主義への切り替えを強力に推し進めた。

具体的には、福祉需要を市場サービスに委ね、福祉のサービスが必要な方はお金で買ってください、という世界を作り上げていった。

そして、政府機関を民営化した。たとえば、英国は航空会社や炭鉱などの国営事業を民営化した。次々に民営化して、政府のサイズを小さくし、安上がりの政府を目指すということをやった。

その新自由主義というか、市場主義の国家体制というものが、わずか 20 年くらいの間に揺り返しを受ける。その揺り返しが 1990 年代後半に起きた。

1996 年にはイタリアで、プローディ（中道左翼連合「オリーブの木」議長）が総選挙に勝ち、1997 年にはイギリスでブレア党首の労働党が勝利し、1998 年にはドイツで社会民主党のシュレーダー政権が発足している。

このようにヨーロッパ主要国においては、1990 年代末期までに 2 回の政権交代を経験していた。

（3）政権交代なき日本の姿

一方、日本では政権交代が起こらなかった。自民党政権は、どのように国家の危機を乗り越えたのか。

多くの国では、政権交代によってこの国家の危機を乗り越えようとしたが、日本の場合は行政改革で乗り越えようとした気配がある。

それは「仕切られた多元主義」が、宿命的に存続したためである。財政危機になって、もう原資が入ってこない。分配の資源がないにもかかわらず、仕切られた多元主義によって、自民党政調会の各部会が次々に予算をつけ続けたという時代があった。彼らはダム、道路、埠頭、橋、空港その他様々な要望を引き受けて、全国から国会に送り込まれてきた宿命から、やらざるを得なかった。政権与党の政治家の宿命である。

金がないからどうしようということで、赤字国債を発行する、あるいは建設国債を増発するという形で、公共投資を続けざるを得なかった。そのようにして票を獲得するという

メカニズムを作ってきたから、お金がないから要望にこたえられないとは、口が裂けても言えない。そういう状況にあった。

1970 年代の半ばくらいで日本の高度経済成長は終わり、1981 年に第 2 次臨時行政調査会が設置されて、この国の土台から作り直すことを予定された。しかし、バブル経済が発生し、臨調の「増税なき財政再建」、「安上がりの政府」を目指すという路線は放棄された。

臨調路線を引き継いだ第 2 次行革審では「増税なき財政再建」という言葉は消えている。どんどんお金が入ってくるので、財政再建しなくてもいいのではないかと考えたのかもしれない。あらゆる改革がここで止まった。金が入ってくるということで改革をさぼった。

それでも借金をしながら、公共投資、部会の予算獲得競争は続き、借金対応で配り続けた。1975 年から 1990 年まで赤字国債を出し続けたが、バブル経済発生の際には発行を中断している。しかし、バブル経済が破たんした 1994 年から赤字国債発行を再開した。そのようにして今日、860 兆円を超えるほどの借金を作った。

バブル崩壊を機に政権交代、というシナリオもあり得たが、自民党政権はこれを乗り切った。

（4）小泉構造改革の歴史的意味

つまり政権交代ではなく、小泉構造改革が国家のこの危機を乗り越えた。それがなければ政権交代だったはずだというのが、私の見方である。

小泉構造改革の持っている歴史的意味の一つは、この国の福祉国家型政治、あるいは再分配政治を 40 年近く支えた「仕切られた多元主義」のしくみを破壊したことにある。

具体的には自民党政調会の機能を止めた。

同時に 90 いくつかあった調査会の会長の任期を決めた。それまでは、ほぼ落選するまではずっと親分が握っていたというようなことをやめさせて、調査会の影響力をそぐということをやった。

私は、小泉氏が政調会の機能を封印するために郵政選挙をしかけたと考えている。この政調会を仕切っていた地元代表の代議士たちは、特定郵便局のお世話になるという構造をもち、地元の利益を第一に考えるという人々だった。これを郵政民営化というテーマで、踏み絵を踏ませた。多くの政調会の親玉は、この踏み絵を踏むことができず、郵政民営化に反対して、自民党の候補者から外された。外されただけではなくて、刺客を向けられて、落選の憂き目を見た人もたくさんいた。

この選挙以降、自民党の政調会部会は機能していない。政府の経済財政諮問会議へ予算獲得の一切の権限を移して、その議長である小泉首相が予算を作る、という形に切り替えた。

つまり、小泉氏は自民党そのものともいえるべき「仕切られた多元主義」を破壊したのである。それを政権交代とは言わないが、小泉氏が「自民党をぶっ壊す」といった実質的な中身は、政権交代であった。

その小泉政権は、まさしく「安上がりの政府」を目指した。規制改革をすすめ、行政の民間化を図る。あるいは、公共事業と社会保障経費を削減して、公共投資を抑えていくという方向で小さな政府を実現する、ということだった。

ただし福祉国家そのものの危機に直面していた政府のテーマは、本来、雇用と福祉サービス（加藤栄一氏）にあった。しかし小泉構造改革は、雇用は市場の弾力化という形で逆の方向に取り組み、福祉については社会保障予算の 1 兆 1 千億円の切り詰めという、逆の方向を向いた。

このように決定的な国家の危機を小泉構造改革によって乗り越えようとしたが、テーマは雇用と福祉サービスの向上だったはずなので、安上がりの政府は作ったけれども、福祉は切り捨て、雇用も弾力化を図って保障を薄くしていくという方向になっていった。

小泉改革は、社会の矛盾の拡大を推し進めた。それゆえ、ついに本当の政権交代がここで起きたのだというふうに見るべきであろう。

2. 政権交代とこれからの地方自治

(1) 増税なき福祉社会への道

政権交代が遅れた理由の一つに、自民党のしぶとさがある。仕切られた多元主義で、国民の要望にこたえ続ける、借金をしても要望にこたえ続けた自民党政権の持っていたしぶとさがあった。

それが最初の政権交代を遅らせ、加えてバブル経済に伴う危機意識の希薄化がさらに政権交代を遅らせた。そこに小泉改革の「この国を立て直す」という勢いが登場して政権交代が遅れてきた、というのが私の見解である。

そしていよいよ政権交代ということになったので、この政権は、戦後日本のたどってきた歴史の上に役割が設定されているとみるべきである。

テーマは雇用と福祉サービスで、いま福祉国家が直面している問題そのものである。その方法は 2 つで、税制改革と福祉社会への道、どちらかを取るか、あるいはどちらをも取るかしかない。

税制改革の道は 3 つある。消費税・財産税の増税と所得税の累進の強化で、企業増税は採用しにくい。企業は増税すると海外へフライトする、ということは当然予測がつく。この 3 つの税制改革をやるか、またはいずれかをやるか、ということになる。ただし民主党政権は、消費税を 4 年間封印した。

菅財務大臣は、税制改革を抜本的にやるといので、所得税を含めてのことだと思う。十分な原資があつて所得の再分配が進んだ時期、ジニ計数も拡大しない時期には、所得税でも75%という最高税率をみてきた。しかし、選挙のたびに所得税率が引き下げられ、ついに37%まで下がった時期もある。その後2007年にどうしようもなくなつて3%引き上げたので、今は40%になっているが、高所得者に対する優遇の厚い税制になっている。

消費税の場合は、俗に言う逆進性、生活の苦しい人にもかかつてしまうという難点があるので、このいずれか、あるいは両方の税制改革をやらない限り、今ぶつかっている状況を回復にむけることはできないと考えるべきである。おそらくそれは、3年の間にはできないとみるべきであろう。

私のシナリオでは、そうしたことができないので、福祉社会への道を選択せざるを得ない。福祉国家が国家として福祉を支えていくという選択肢は、増税しかないのが難しい。したがって、福祉社会を目指す。それが、鳩山総理の言う「友愛」であり、所信表明演説にある「新しい公共」ということになる。

所信表明演説で鳩山総理は「私が目指したのは、人と人が支え合い、役に立ちあう『新しい公共』の概念です」と述べた。その「新しい公共」という概念は、「人を支えるという役割を、『官』といわれる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観」と定義されている。

いってみれば「政府は撤退します」ということを表明している。撤退をして、空いたところには、皆さんの支え合いによって福祉を充足してもらいたいという所信表明である。

(2) 「地域主権改革」と地方の役割

政権が発足して、最初の閣議で定められた鳩山政権の基本方針では「明治以来の中央集権体制から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う『地域主権』へ」向かうという。こんなことがみんなのできるなら政府なんかいらぬ、というのが私の見解である。

また、「地方にできることは地方にゆだね、真の地域主権国家を築く」とする。地域主権戦略会議の第2回会合で橋下知事は、自治体では「『やらされ感』でいっぱいなんだ」と発言している。分権、分権といって自治体に仕事を持ってきて、仕事を持ってくるだけではなく、職員を減らせ、予算も減らせという。

行政刷新会議の基本方針の中でも、「地方にできることは財源と権限を移譲する」というっている。私も地方分権というのは、そのようにして国から金と事務を持ってくることだと思っていたが、誤解だった。権限と財源を持ってきたら、それによってどのような自治が可能になるのか、という視点が欠けていた。

これから鳩山政権では、地域主権という言葉は使わず、地域主権改革という6文字でいくということで、地域主権改革という言葉の定義をした。

それはどういうことかという「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」だというのが、わけがわからない。

この政権がテーマとして担わされた雇用と福祉の増進について、改革の方向性は、増税か、あるいは福祉国家を修正して人々が支え合う福祉社会の世界へ向かう、という2つ

の選択肢しかない。増税が難しいということであれば、「新しい公共」という分野が重視されていくことになりそうである。

私は、「新しい公共」は地方でこそ実現されると考えている。国レベルの「新しい公共」というのは、非常にわかりにくい。

そこで地方が福祉社会を担っていく、あるいは福祉社会を設計していくという役割を担わされるということが確実である。

(3) 協働論の再構築

地方での福祉社会への動きをみていくと、安上がり行政がごっちゃになって出てきて、まず協働論が問題になってきている。

「協働のまちづくり」とはどういうことかという、鳩山政権は、「新しい公共」は各セクターの協働によって成り立っていく、それによってまちづくりを進めるのだという。そのための施策として、NPOの寄付税制に手をつけるということを円卓会議の冒頭で述べている。おそらく免税の方向が打ち出されるであろう。

他方、昨年12月13日に日本協働政策学会という学会が設立された。

協働論については賛否両論いろいろあって、批判の主な論点は、われわれ主権者は、税金を払って政府に事業を託している。個人では解決できないさまざまな公共的な事業を政府にお願いをしている。そのために税金を負担している。その公共サービスについて住民に汗をかいてくれという協働論は、税の2重払いではないかという批判である。何を信託し、何を責任、使命として果たしていかなければならないかという、政府の責任があいまいになる、そういう議論はおかしいという強い批判が寄せられている。

日本協働政策学会も、これからその辺りについての理論的な武装をしていくのであろうが、確かに、総務省の出した「自治体経営の

刷新戦略」の中では、そのような側面からの協働論が大々的に使われている。もう政府に資源がないので、協働でやっていかないとしようがない、というようなことが明らかにされている。

そこで、さまざまな市民活動団体から、「私たちが政府の尻拭いに使うな」、「安上がりだと思って使うな」、「協働という美しい言葉を使うな」というような批判が寄せられ、近年では「協働疲れ」というものが流行り言葉になりつつある。協働論の再構築が求められている。

(4) コミュニティの再生

もうひとつの動きは、コミュニティの再生である。1969年に佐藤竺先生が書かれた国民生活審議会の答申では、高度経済成長によって、農村も大都市もみんな人間の絆が薄れている。人々は過酷な労働競争の中で、癒しを求めている。地域に信頼と人間関係を回復するというテーマでコミュニティ施策を進めようといった。1970年代は自治省のコミュニティ政策があつて、全国でコミセン（コミュニティセンター）づくりが盛んだった。

同じ審議会が、2006（平成18）年、今から4年前にまったく同じテーマの答申を行った。これは、「地域コミュニティの再生」と名付けたものである。約40年間、コミュニティはスカスカだったのだという認識である。なぜ、40年間コミュニティは進まなかったのか。ますます、すかすかになっていったのか。

市民たちが自前で家計を自立させていった。高度成長で所得は増えていくので、必要なものは買ってきて消費すればいい。隣に頼ったりしなくても済む。そこで、スーパーに売っていないものはどうするかというと、市役所に電話する。市役所は有り余る行政資源、つまり人間と財源をもとに、サービス行政を展

開していた。「すぐやる課」のようなものが流行った。それがあつたので、人々は煩わしい隣近所の付き合いをしなくていいようになった。

それがいま、人々の公共空間から自治体が撤退する。そうすると人々が置き去りにされる。サービスの手が及ばない人が出てきて、隣に助けを求めても、40年間も付き合いこなかったのだから、誰も助けてくれない。隣も老人世帯だったりする。

そこで政府は、コミュニティを再生させようという。鳩山総理の新しい公共の理念とまったく同じである。全国では、住民協議会、地区協議会などさまざまな名前で新しいコミュニティづくが始まっている。

それだけでなく国の政策をみると、総務省は「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」で地域協働体づくりというものを示し、主要な政策として展開される。国交省は「新たな公によるコミュニティ創生支援事業」、厚労省は「団地型福祉コミュニティ計画」、農水省は「農村コミュニティ活性化支援事業」、経産省「コミュニティビジネス事業」というように、行政が総体化している。

みんなで力を出して、福祉国家の崩壊を支え合うということになる。地域に人々の輪を作り、その力で政府の足りない部分を埋めていくということが進められている。

(5) 地域の主役の交代

これまで政府に任せなさい、自治体に任せなさいと言ってきたものを、今は行政ができませんから、どうぞ皆さんが汗をかいてくださいとっている。税金を払ってお願いしますと言われてきた行政が、できませんからあなたたちでやってください、といえないので、もうこの地域を治めていく主役を交代したいと言っている。

市民との間で交代を宣言する。仕事だけ協

働で担ってくださいというのではなくて、このまちをつくっていく、治めていく主体は市民ですと、どこの自治基本条例でも謳っている。主役交代のバトンという形で、自治基本条例の中に書かれている。あなたたちが主役で私たちは一歩下がります、と書かないと引き受けてもらえない。そういう意味で、自治基本条例がたいへん大きな意味を持ってきていると感じている。

しかし、これが福祉国家への道という政策実現のための道具に使われているということだけではない。そこで大事ななのは、互いに知り合い、関係を作っていくということが多くの自治基本条例には盛り込まれていて、地域コミュニティのありようとか、地域コミュニティに対する自治体の支援ということが書き込まれていることである。人々は、それを通じて孤独から解放されて、連帯の喜びを味わうというようなことも言われている。

ただし、主役の交代を宣言するのであれば、もっときちんとやってほしいところがある。

たとえば、戦後一貫して、町内会を下請け機関のように使ってきた。そして、いま「新しい公共」のもと、NPOと町内会、その他の諸団体が一緒になって仲良くやりましょうといってもそう簡単にはいかない。

私は、町内会・自治会に対する事務の下請け関係を機関委任事務体制と呼んできた。市町村が、自治会という、自治的な団体の長を引っ張り上げて、手下として使っているのは、機関委任事務とまったく同じである。そのことについて懺悔をしない限り、新たな公とか、新しい公共とか、コミュニティプラットホームということに、うかうか乗ってしまっはいけない。

そこでどうすればいいかという、まず地域の自治を認めて、そこへ行政が参加していくというような構えを示していくことが必要である。しかし、そういうと行政は喜ぶ。行

政が身軽になると捉えられると思うので、ディレンマがある。

(6) 自治体経営主義的改革への危機意識

小泉構造改革では、市場主義者たちの思惑通りに安上がりの政府が進められてきたが、自治体のサービスも、新自由主義者、市場主義者たちの戦略の影響を受けている。

私は「自治体経営主義的改革」と呼んでいるが、神野直彦氏の分類を借りれば、政府そのものを維持するためのサービスに、いま自治体は傾いているのではないかとということである。

ということかということ、個別的応益原則に立って、料金や税を滞納する人にはサービスしませんよということで、自治体先頭に立って排除を行っている。たとえば、生活保護費の水際作戦というようなものも、自治体の窓口において行われている。

また、行政サービス制限条例というものを50以上の自治体がつくっている。税、料金などを滞納した方には、以下のサービスをいたしませんというものである。制限されるサービスのリストをつくってみたが、あまりにも多すぎてたいへんなことになった。一般的な生活上の支援と思われるような福祉サービスが滞納者に供給されないという状況がどんどん出てきた。

給食についても、山梨県の教育委員会は親に文書を出して、「私の子供には弁当持たせるので、給食は出さなくても結構です」という文書にハンコを押させている。福祉自治体を維持していく原資がないから、とりあえずは金を取ろうということである。払っていないものは何でも取ろうということである。

人々の福祉の向上のための公共サービスと、政府そのものを維持するためのサービスというワグナーの2分類があるが、私は、政府を維持するという目的での改革に軸足が移っ

ているのではないかとということに憂慮している。

一方で、人々が支えあうという形で、行政の負担の軽減を図り、一方で、サービスの制限、あるいは滞納に対する厳しい整理ということで徴収をきちっとやっていく。そういう2つの側面で、いま自治体は動いている。加藤栄一氏は福祉サービスを切るか、福祉社会への道を歩むしかないのだと言ったが、自治体ではちゃんと両者をやっているということである。

自治体は、これからどういう方向に動いていくのかを考えると、政権の宿命と、今日の自治体の行動は一致しており、決して違った方向に行っていない。そのことが、もっと私にとっては危機意識の強いものである。

(7) 共同社会を支える税の議論を

生活していくうえで、お互いに生活のために共同で働き、支え合っていく関係が必要である。かつては労働力を出し合うことで、共同体が成り立ってきた。現在は労働力を出し合う共同体ではなくなっている。

そこに税を出すことになる。神野さんの言葉で「協力社会では、税金を払わない奴は汗を流せということだ」という言葉が大好きである。自治体においてなぜ、共同社会を支えるための税の議論が出てきていないのか。私は、自治体政治家の怠慢だと思う。

国レベルの増税への問題提起という意味で、自治体でまず、所得の累進課税を入れていく。住民税フラット化は逆行だと思う。共同社会の負担、共同の財布で、共同の事業をするというのが地方自治の原点だと思うので、その財布をどうするのか。という議論を開始していかなければならないと感じている。

2009 年度第 2 回地方分権システム研究会 (2010 年 2 月 12 日)

名古屋市の「減税」を考える

— 「住民分権」改革とそこにおける市民税減税 —

愛知地方自治研究センター研究員 野口 鉄平

2010 年 2 月 12 日、神奈川県地方自治研究センター2009 年度第 2 回地方分権システム研究会が、神奈川県地域労働文化会館で開催された。野口鉄平愛知地方自治研究センター研究員より「名古屋市の『減税』を考える」というテーマで、ご講演をいただいた。以下は、その講演内容をもとに編集部において原稿を作成し、野口氏が加筆・修正したものである。

1. 名古屋市の概要

名古屋市の面積は 326.45 平方キロメートル、人口は約 226 万人である (2010 年 1 月 1 日現在)。1889 年に市制が施行された当時は面積 13.34 平方キロメートル、人口約 15 万 7 千人であった。その後、徐々に周辺市町村と編入合併を重ね、1964 年には現在の市域となった。

行政区は 16 あり、人口はここ数年、毎年 1 万人前後の増加を続けている状況にある。

財政状況をみると、2009 年度一般会計の当初予算規模は約 1 兆円で、市民税収入は約 2,400 億円となっている。2008 年度の財政力指数は 1.05 で、17 の政令指定都市の中で 2 番目に高い数字である。ただし、財政の硬直化の度合いを表す経常収支比率は、96.8 と政令市の平均を上回っている。

2. 河村改革の全体イメージ

(1) 「住民分権」

2009 年 4 月 26 日に行われた名古屋市長選挙で当選し、市長に就任した前衆議院議員の河村たかし氏が、マニフェストに掲げた「庶民革命」で、どのような改革を行おうとしているのか。以下では、その「河村改革」の全体像を明らかにしたい。

「河村改革」のキーワードは「住民分権」である。「住民分権」という言葉は、河村市長が用いている言葉である。この言葉に関して、「もともと主権者である住民に分権するとはどういうことか」との意見もあろうかと思うが、この言葉が意味するのは、つまるところ、「市役所の仕事を減らし、住民や地域自らが予算の使い方を決め、公共サービスを担う社



講演中の野口鉄平氏

会をつくる」ということであろうと考えられる。

「河村改革」は、「住民分権」というキーワードのもと、市民税減税、地域委員会の2大公約のほか、議会改革、行政改革などで構成される。

名古屋市における市民税減税について考えるうえで、河村改革の全体像を把握しておくことは有益であると考えられる。そこで、市民税減税について詳述する前に、それ以外の3つの改革について、簡潔に触れておくことにしたい。

(2) 地域委員会の創設

市民税減税の実施と並んで、河村市長の2大公約の1つと言われるのが「地域委員会の創設」である。

これは、都市内分権の新たな仕組みとして、小学校区を単位とする地域委員会という住民自治組織をつくり、一定の予算を委員会に配分し、地域自らがその使い道を決めるというものである。2010年度から8つの小学校区でモデル実施されることになった。

各委員会には、学区の人口に応じて500万円から1500万円の地域予算が割り当てられ、その用途を委員会が決定し、市会の承認を得て、市長が予算を執行する。

地域委員会は、7人から11人の委員で構成され、モデル実施では、選挙と地域推薦（地域推薦者は信任投票）の併用型で選出されることになった。

かねてから、河村市長は、「税金の使い道を決める以上、選挙で委員を選ぶべき」と強く主張しており、当初は、委員全員を選挙で選出する案が示されていた。しかし、既存の地域組織で、町内会長や各種団体で構成される学区連絡協議会などから「選挙をすれば、地域に混乱を招きかねない」との反発を受け、併用型を採用するという経緯をたどっている。

なお、ここでいう選挙は、公職選挙法に基づくものではなく、投票を希望する満18歳以上の住民は事前に申請を行った上で、投票用紙に○×を記入し、郵送で投票する方式がとられる。

2010年2月4日にモデル実施8学区の投票希望者の申請が締め切られたが、平均して投票資格者の10.6%にとどまった。税の用途を決定する地域委員の代表性は、投票資格者の一定割合の投票によって裏付けられる必要がある。地域委員会のモデル実施に際しての周知期間が短く、市民の認知度が低かったとはいえ、課題を残す結果となったといえる。

これまで名古屋市においては、市が設置した区政協力委員と学区連絡協議会がピラミッド型の地域組織を形成し、市との協力関係のもと、地域の課題に取り組んできた。しかし、今日では地域組織の担い手不足の深刻化や組織の閉鎖性など、さまざまな課題が生じてきているのも事実である。

そうした中、地域委員会という新たな地域組織が創設されることになり、既存の組織からは強い反発がある一方で、期待する声も聞かれている。モデル実施には賛否もあるが、それぞれの地域が試行錯誤を重ねるなかで、新しい自治のかたちをつくっていくという過程こそが重要である。

(3) 政治改革（議会改革）

河村市長は、2大公約に準ずる改革として、政治のボランティア化を打ち出している。

2009年11月定例会に「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例案」が提案されたが、継続審議となった。この条例案の第2条に「基本理念」として、政治のボランティア化に関する考え方が記載されている。

（基本理念）

第2条 市政改革ナゴヤは、政治の職業化によ

る集権化の進展が、住民の政治や行政への参画の意欲や機会を阻んでいる状況にかんがみ、自発性・無償性に基づく政治を実現するための改革（以下「政治ボランティア化」という。）により住民への分権を推進し、住民を主体とする真の住民自治の形成を図り、「歴史に残る街・ナゴヤ」と称するにふさわしい市政を確立することを基本理念として行われるものとする。

同条によれば、「政治の職業化による集権化の進展が住民の政治や行政への参画の意欲や機会を阻んでいる」という議会に対する現状認識のもと、「政治ボランティア化」——すなわち、「自発性・無償性に基づく政治を実現するための改革」を行うとしている。

政治改革の具体的内容は以下のとおりである。

- | |
|------------------------|
| ① 市長給与 800 万円、退職金なしに |
| ② 市民 3 分間スピーチの実施 |
| ③ 議員定数の半減 (75 議席) |
| ④ 議員報酬の半減 (年 1,500 万円) |
| ⑤ 政務調査費の廃止 (年 600 万円) |
| ⑥ 費用弁償の実費支給 (日 1 万円) |
| ⑦ 市長・議員の多選自粛 |

※括弧内は現行の数字

上記のうち、①の市長給与を 800 万円とし、退職金をなしとすることと、②の市会における市民の 3 分間スピーチの実施はすでに決定している。

なお河村市長は、市長給与を 800 万円とし、退職金を廃止する改革について後任の市長にも適用する形の制度化を目指しているが、市の特別職報酬等審議会は「政治理念の問題」として、判断を避ける答申を出している。

この制度化の是非も含め、2 月定例会では、議員定数・報酬の半減、政務調査費の廃止、

費用弁償の実費支給、市長・議員の多選自粛などをめぐって、論戦となった。

市会をめぐっては、これまで、議場外において各党派の実力者間で物事が決められてしまうことや 1 日 1 万円の費用弁償、各種委員会のカメラ撮影の拒否、慣例化している海外視察など、改革すべき点が多々指摘されてきた。市民税減税のケースと同じように、議会や議員のあり方といった本質的な議論を行わないまま、市長案に乗るか、乗らないかといった形で、議論の流れが形づくられるとすれば問題であろう。

(4) 行政改革

行政改革の中で、2009 年度に具体的な動きがみられたのは外郭団体改革である。

市長は就任早々、外郭団体への幹部職員の下り禁止も試みたが、どちらかといえば、外郭団体の「優遇措置」を撤廃し、公平な競争を実現することの方にその主眼があったように思われる。

昨年 12 月に名古屋市が公表した「外郭団体の徹底検証」結果によると、外郭団体数を 43 から 27 に、197 億円の随意契約を最終的に 25 億円まで減少させるとの方針が掲げられている。

河村マニフェストには、「既存の外郭団体は優遇措置を廃止し、自立した団体として生まれ変わるよう、支援する」と明記されており、随意契約を見直し、競争性のある契約に改めることにより、経費削減を図るとともに、公共サービスへの NPO や民間事業者などの参入を促すことが狙いであると考えられる。

以上のように、河村改革とは、「市民税減税の実施と行政改革を通じて、市の仕事を減らし、地域委員会の創設と議員定数の半減や政治のボランティア化をめざす政治改革を通じて、地域のことは地域で決めるという、住民

を主体とする住民自治の形成を図る」ということになる。

これら 4 つの主な改革は、「住民分権」という共通した方向性、軸を持ったものであると考えられる。そのことは 11 月定例会に提案された「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例案」からも読み取れる。

3. 市民税減税を巡る経過

(1) 住民税の概要

住民税は、地域社会におけるさまざまな行政サービスの提供に必要となる費用について、広く住民がその能力に応じて負担する性格をもつ自治体の基幹税である。住民税には道府県民税と市町村民税の 2 種類があり、個人と法人の両方に対して課税される。

住民税には、地方税法により標準税率が設定されている。標準税率とは、「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率」と定められている（地方税法第 1 条第 1 項第 5 号）。

市町村民税の標準税率は、以下のとおりである。

個人住民税	均等割	3,000 円
	所得割	6.0%
法人住民税	均等割（9 段階）	5~300 万円
	法人税割	12.3%

(2) 河村市長の考え方

はじめに、市民税減税に対する河村市長の考えを確認しておきたい。

河村市長のマニフェスト「河村たかしの名古屋政策」には、市民税減税について以下のようなことが示されている。

- ・ 市民税減税で、市民生活を支援し、無駄遣いを根絶する。
- ・ 市民税 10%、250 億円の減税で 180 万人の市民に減税の恩恵。
- ・ 減収分は市予算総額の 1%。徹底した行財政改革で無駄遣いを根絶。
- ・ 減税の方式は要検討。
- ・ プロジェクトチームで具体的に検討、成案を得る。

（「河村たかしの名古屋政策」をもとに筆者作成）

市民税減税は生活支援と無駄遣いの根絶を目的としている。減税率は 10% とし、250 億円の減税によって、市民のうち、180 万人がその恩恵を受けるとしている。（※注 1）

減税による減収額は約 250 億円で、市の予算総額のわずか 1% にすぎず、徹底した行財政改革によって、実現可能であるとしている。減税の方式については、定率減税だけでなく、他の方法もあり得るとして、プロジェクトチームを設置し、具体的に検討するとされている。

なおマニフェストでは「金持ちゼロ」という表記がなされており、この点がのちに市会で議論を呼ぶことになる。

(3) 市民税減税を巡る経過

市民税減税条例の制定に至るまでの過程において、いかなる経過をたどり、議論がなされたのかを見ておくことは、減税について考える上で重要であると思われる。そこで、以下、その経過を概観したい。（※注 2）

① 第 1 幕・6 月定例会

2009 年 4 月 26 日に行われた名古屋市長選において、河村たかし氏は 51 万 4,514 票という、名古屋市長選史上最高の得票により当選した。

翌々日の28日に市長に就任すると、3日後の5月1日には、住田代一副市長を座長とする「市民税10%減税検討プロジェクトチーム」(以下、PT)を設置するという形で、すぐさま検討体制が敷かれた。PTは、総務局と財務局の幹部により構成され、さらに、具体的な検討を行うために、PT内には税制と行財政改革の2つの検討部会が設置された。

PTの2回の会議を経た5月22日、現時点では「来年度税収の見込みが立たないうえ、減税による減収分を埋める財源も見いだせず、提案は困難」と河村市長に報告した。これに対し、河村市長は「現段階で減収分の財源を現実的に示した条例案を出せないのは分かる」と理解を示した上で、「職員2万6000人が市民に減税の実現を約束するということを宣言したい」として、基本条例の作成を指示した。

そこで6月定例会には、「市民税減税の基本的な方針に関する基本条例案」が提出された。この条例案は5条からなる非常に簡素なものであり、減税の具体的な内容が条例案に明記されていなかった。

定例会では、減税の財源が明確でないことが指摘され、「たとえ減税したとしても、市民サービスが低下しては意味がない」、「将来にわたる財政状況の想定が必要ではないか」といった意見が相次いだ。

ただし市会側も、市長選で示された51万票という「民意」を無視することはできないとして、条例案は継続審議となった。

②第2幕・9月定例会

論戦の第2幕となった9月定例会でも減税の財源問題が再び議論となった。

2010年度の市予算編成にあたっては、景気悪化による歳入不足と減税の財源確保のため、500億円近い財源の確保が必要であることが見込まれていた。そこで、市の財政局は9月

初旬、各局に一律30%の削減(扶助費の削減は15%)を目標とし、削減対象事業を提示するよう指示を出した。

これを受け、9月定例会の財政福祉委員会では、市会側が市民サービスへの影響を検証するために、各局から市長に提示された削減対象事業の公表を求めた。これに対し、市側は検討段階で公表すると、それが独り歩きする恐れがあるとして、削減対象事業の公表を拒否した。このため、財源確保と市民サービスへの影響に関する議論が議会で深まることはなく、再び継続審議となった。

その後、市民サービスへの影響に対する懸念に配慮する形で、各部局に割り振った削減額237億円は160~170億円に減額された。福祉関連の予算の削減を抑制し、減額分は市職員の給与削減分を充当する方針へと改められたのである。

③市民税減税・市長原案

市長側から市民税減税の具体案が提出されたのは、10月2日のことであった。PTでは、定率減税のほか、定額減税、不均一課税などについても検討を行った上、最終案をまとめた。

最終案では、個人市民税・法人市民税のいずれも減税の対象とし、一律10%の定率方式で減税とすること、所得制限は行わず、2010年度から実施することとした(下表参照、均等割も一律10%減税)。

個人住民税	所得割	6.0→5.4%
法人住民税	法人税割・大手	14.7→13.23%
法人住民税	法人税割・大手以外	12.3→11.07%

なお、法人市民税の法人税割については現行で、資本金1億円以下かつ法人税額2,500万円以下の法人は標準税率の12.3%が適用され、それ以外の法人は14.7%の超過課税が

適用されている。そのため、法人税割については、それぞれ現行税率から10%を引き下げることとなる。

④第3幕・11月定例会

市民税減税と地域委員会の2大公約に関する議案が11月定例会に提出されることになり、市長はこの11月定例会を「天王山」、「関ヶ原」と位置付けていた。

6月と9月の定例会で、減税基本条例案や学習塾経営者の教育委員への選任などが否決されたことを受け、市会への不信感を募らせた河村市長は、11月定例会を前に、先述した議会改革案を打ち出した。

同時に、以下のように議会に対してプレッシャーをかける戦略にも打って出た。

まず、11月定例会で市民税減税、地域委員会、議会改革の議案が1つでも否決された場合、新たに相次いで発足した市長の政治団体や衆議院議員時代の後援会組織などが市会の解散請求のための署名集めを行うこと。そしてリコールが成立した場合は自らも辞職して、市長と市議の同時選挙とすること。さらに解散に備えて、市会定数の過半数以上の、市長派候補者の擁立をめざすことという方針を表明したのである。

市会側はこれに反発し、市長の議会改革案への対案として、正副議長から議会基本条例の制定をめざす提案が各会派に示された。市民税減税と地域委員会については、それぞれに対する危惧を付帯決議として盛り込んで可決する方針が出された。

そして、迎えた11月定例会には、「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例」と「市民税減税条例」、地域委員会のモデル実施費用を含む補正予算、「政務秘書の設置に関する条例案」などが提案された。

11月定例会では、質問の回数制限をなくし、一問一答とする方式に改められ、10月2日の

PT最終案に基づく市民税減税条例に対して、市会では多くの質問が出された。

たとえば、定率減税とする条例案は「金持ちゼロ」としていた市長選マニフェストに反するもので、高所得者を優遇するものではないかとの批判が出された。これに対して、河村市長は「金持ちの人は寄付して、というつもりで書いた」と答弁をしている。この他、減税に代わって市民1人あたり1万円を定額給付する対案や市債残高と財政規律に対する認識を問う質問などが出された。

減税の財源や市民サービスへの影響については、9月定例会に引き続き、来年度予算編成における削減対象事業の公表を求める意見が市会側から相次いだ。市側は検討段階の資料を出すのは影響が大きく、来年1月中に結論が出るまで待つてほしいとの答弁に終始した。このため、市会側にとっては、減税が市民サービスにどのような影響を与えるのか、具体的に検証することができないまま、減税条例に対する賛否を決めざるを得ない格好となった。

本会議で採決が行われる2日前には、市民税減税条例が可決される見通し、との報道がなされていたが、市会の中では、市長原案どおり定率減税とするか、低所得者に配慮した不均一課税とするかで意見が分かれていた。

民主は減税と福祉は切り離して考え、別の形で対応すべきだとして市長原案に賛成する方針を固めたのに対して、公明は不均一課税で低所得者への生活支援を明確に打ち出すべきだとして、自民とともに修正案をまとめた。自民の議員団内では、修正案を提出すべきか否か、土壇場まで揺れたが、最終的には異例の多数決により、修正案を提出することが決まった。

なお、こうした動きのなかで、市は12月1日に2010年10月から水道料金を最大10%値下げする方針を固め、河村市長が上下水道

局に指示した。減税とは別の形で低所得者に配慮する、という河村市長の考え方に基づく政策であり、このタイミングで方針を打ち出すことによって、定率減税の正当性を高める狙いがあったのではないかと考えられる。

11月定例会における審議の結果、市民税減税条例は12月8日の財政福祉委員会および翌9日の本会議において、自民、公明の修正案が自民、公明、社民の賛成多数により可決された。

⑤市民税減税・議会修正案

11月定例会に提出された市長原案と議会修正案を比較したのが、下記図表1である。

議会修正案は、低所得者に配慮したのが特徴で、給与所得者で夫婦と子2人世帯のモデルケースの場合、世帯年収が300万円の場合の減税額は、市長原案が7,000円と1,400円の減税となるのに対し、議会修正案では4,600円と3,800円の減税となる。世帯年収が271万6,000円未満の世帯の場合、均等割のみの課税となるが、市長原案だと2,700円と300円の減税にとどまるのに対し、議会修正案では100円と2,900円の減税となり、減税率にすると、96.7%となる。

議会修正案について、河村市長のほか、市長案に否定的立場をとっていた自民の10人の市議からも「100円では徴税コストをはるかに下回るもので、条例の趣旨が違う」との

批判がなされた。こうした批判に対して、修正案を提出した公明は「低所得者には配慮が必要であり、徴税コストは市全体で考えるべきで、世帯あたりのコスト計算は意味がない」と反論している。

⑥第4幕・12月臨時会

議会修正案に納得のいかない河村市長は、11月定例会の閉会后、臨時会を招集して再議に付す考えを表明した。名古屋市会における再議は、1972年の9月定例会において当時の杉戸清市長が乳児医療費助成条例の修正可決に対してなされて以来、37年ぶりであった。

12月18日から12月臨時会が開かれ、修正案の是非や低所得者の支援のあり方について議論がなされたが、結局かみ合わず、平行線をたどった。

同月21日の財政福祉委員会では、13人の委員中、自民、公明、社民の7人が議会修正案に賛成し、再可決された。しかし、本会議での再可決には3分の2以上、50人の賛成が必要であり、議会修正案に賛成した自民、公明、社民の議席数は合わせて38で、27議席を有する民主が市長原案に賛成しているため、これに届かないことから、議会修正案が再可決される見通しがないことは明白であった。

このため、翌22日の本会議では、自民、公明も賛成にまわり、市長原案が賛成多数で可決、成立した。

図表1 市民税減税・市長原案と議会修正案の比較

給与収入額	減税前税額	市長原案	議会修正案
271万6千円未満	3,000円	2,700円	100円
300万円	8,400円	7,000円	4,600円
500万円	84,300円	74,800円	74,500円
700万円	179,100円	161,000円	162,800円
1,000万円	326,700円	293,800円	299,400円

(給与所得者、夫婦と子2人世帯のモデルケース)

(4) 市長と市会の関係

これまで、河村市長の当選から減税条例成立までの経過を概観してきたが、ここで改めて市長と市会の関係を整理し、若干の考察を加えたい。

従来、名古屋市会は30年あまりにわたって、「オール与党化」の状況が続いてきた。これまで、市と市会側の間“事前調整”によって、「台本」がつくられ、再質問を含め、議場でそれを読み合うといった実態があり、議会による行政のチェック機能が果たされているとは言い難い状況が続いてきたといえる。

河村氏が名古屋市長選史上最高の51万票の得票により市長選で当選したことによって、それが大きく変わるようになった。どちらかといえば、市会自らが主体的に変わったというよりも、市民税減税や地域委員会、議会改革など、河村市長からかなり踏み込んだ提案がなされ、市会側がそれへの対応を迫られるという形で、変わらざるを得なかったと言った方が正しいかもしれない。

市民税減税について、市会の各会派は、6月定例会の段階から市長選の結果の重みを意識しており、減税自体は否定しないという立場をとってきた。それゆえ、後述するように減税の是非などの本質的な議論が十分になされないまま、減税条例が成立したことは否めない。

また、河村市長は市民の高い支持を背景として、議会改革と解散を市会に突き付けて市長と市会の間政治改革という対立軸をつくり、市長優位の状況を形成することに成功した。河村市長の戦略勝ちといえるかもしれない。こうした背景には、政務調査費が「第2の給料」として扱われたり、議場以外の市民の見えないところで物事が決まっていくなるといった市会の実態を長年目の当たりしてきた市民から、市会に対する風当たりが強いこと

もある。そのことを市長側が巧みに利用したといえるのではなかろうか。

(5) 市民の評価と関心の高まり

こうした河村市長の手腕を市民はどのように評価しているのだろうか。

新聞などによると、減税を歓迎する意見や物事を決める過程が見えるようになったと評価する声が聞かれる一方で、財源や今後の行財政運営を心配する意見や、減税額が小さい一方、子育てのサービスなどが削減されるのではという不安の声が聞かれた。また、市長の手法に対して強引ではないかとの評価も見受けられる。そうした賛否があるなかで、「市長も市会もお互い様だけど、市長の言っていることには確かに一理ある」といった印象を抱いている市民も多いのではなかろうか。

戦略勝ちしたといえる河村市長であるが、市会における論戦の場面では、たびたび持論の展開に終止することが多く、議論がかみ合わずに平行線をたどることが多かったように思われる。

市長と市会の関係は本来、一定の緊張関係がなければならぬと思われる。そうしたものがほとんど感じられなかった従前に比べると、河村改革をめぐる論戦を通じて、市長と市会の間緊張関係が生まれ、市政や市会のあり方、市長と市会の関係などに対する市民の関心が高まったことは間違いない。その意味においては、名古屋市における地方自治が一步前進したと評価することができよう。

4. 市民税減税の論点

以下では、市民税減税をめぐる具体的な論点をいくつか挙げて、考察を加えることとする。

(1) 市民税減税の目的

①生活支援

河村市長のマニフェストでは、市民税減税の目的として、生活支援と無駄遣いの根絶という2つの目的が掲げられていることは先述したとおりである。

まず、1つ目の生活支援について考えてみると、10%の定率減税としたことで、低所得者の恩恵は小さく、高所得者や法人の恩恵が大きくなる。

たとえば、2008年度に最も多くの法人市民税を納めた企業の納税額は24億2,400万円であったので、かりに同じ決算額だと仮定すると、減税額は約2億4,000万円となる。一方、市のモデルケースによれば、夫婦と子2人世帯で年収300万円の場合の減税額は1,400円で、月割りにすると、わずか117円にすぎない。

高所得者にとっては、生活支援としての意味合いはもともと薄いと考えられ、生活支援を目的に据えるのであれば、その成否のポイントの中低所得者層に減税の効果が及ぶか否かということになるであろう。しかし、中低所得者層の減税額をみるかぎりでは、生活支援としての効果は薄いといわざるを得ない。

もっとも、河村市長としては、「減税と福祉は分けて考える」としており、水道料金や国民健康保険料の値下げ、非課税世帯に対する予防ワクチンの無料化などの施策を新たに実施するとしている。

しかし、それはあくまで減税以外の施策であって、今回の減税は「現下の経済状況に対応した生活支援、消費の下支えによる地域経済の活性化」としての効果は薄いことに変わりない。減税の目的を明確にするためにも、こうした記述は減税の目的から除外されるべきではなかったか。かりに、減税の目的に生活支援を据えるのであれば、議会修正案で示されたような形で、中低所得者層の減税を手厚くする不均一課税とする必要があったので

はないかと考えられる。

②無駄遣いの根絶

マニフェストでは、減税を先行し、全体の予算を決めた上で、無駄遣いを根絶すると記載されていた。つまり、予算の総枠を小さくすることなしに無駄遣いを排除したとしても、結局、浮いた予算が他の予算に回ってしまうだけであるので、まずは減税をして、小さくなった財布でできることを考えるということが必要というのが河村市長の考えであるといえる。

では、減税という手法は、無駄遣いの排除に効果があるのであろうか。

もし、市の歳入規模が行政に対する住民のニーズの総和を上回っている、つまり、予算が余っている状況であるとすれば、減税をしない限り、無駄遣いにつながる可能性があるといえる。しかし、逆に、市の歳入規模が行政に対する住民のニーズの総和を下回っている場合は、そもそも歳入が足りていないことになるので、事業に優先順位を付けて、順位の高いものから順に実施することになる。

市民の価値観やライフスタイルが多様化し、公共サービスに対するニーズが増加かつ多様化している現在は後者の状態にあると考えられよう。

また、2010年度については、もともと景気悪化に伴う大幅な税収減が見込まれていたことから、減税を実施する、しないに関わらず、一定規模の歳出削減は不可避であったと思われる。

したがって、無駄遣いの排除が市民税減税の主な目的であるならば、歳入不足が見込まれる厳しい財政状況にある今の時期ではなく、むしろ、景気が回復基調に転じて、税収入が回復したのちに市民税減税を実施するなどの選択肢もありえたのではないかと思われる。

③名古屋市への移転促進

市の「市民税減税について」では、河村市長のマニフェストに記載がなかった「市民や企業の流入を通じた将来の地域経済の発展を図る」との目的が追加された。

市民税減税の効果を検証するために市が三菱UFJリサーチ&コンサルティングに依頼した10年間の経済効果の試算結果によれば、減税による手取り収入の増加を見込んで流入する人口から転出人口を差し引くと、1年あたり2千人の社会的増加が見込まれるという。

定率減税ゆえ、所得が高い者ほど減税の「恩恵」は大きくなる。それゆえ、一定の高所得者の流入がある可能性はある。もともと、名古屋市はここ十数年、人口増加が続き、2003年以降は毎年1万人前後の人口増加が続いている。人口増加は、税収増をもたらし、まちの活性化につながる効果が見込まれる。

一方、市民の生活環境や自然環境との調和などの観点から考えると、人口増加を手放しで喜ぶわけにはいかないであろう。

減税に関していえば、もっぱら税負担の軽減のため、いわば「ただ乗り」する形で住民票を移す高所得者が現れることも予想される。今後、かりに、高所得者の人口流入を期待して、財政的に豊かな自治体間で「減税競争」が展開されることになれば、互いに消耗し合うことになり、ひいては市民サービスの低下という結果を招く可能性があることを考えておかねばなるまい。

また、人口増加は単に税収増をもたらすだけでなく、増加人口に応じた行政コストの増加をもたらすことを併せて考えねばならないであろう。

なお、当初、減税を呼び水にして、住民の転入や企業の名古屋市への移転を促すために「住んでちょう！ナゴヤ大作戦」を展開することが予定されていたが、2月定例会で、市会の各会派から「効果が期待できない」など

の意見が相次ぎ、減額修正されることになった。

④減税分の寄付によるボランティア促進

河村市長の「高所得者には寄付をしてもらいたい」という答弁にも表れているように、河村市長が考える減税のもう1つの目的として、減税分の寄付によるボランティア活動人口の増加があると考えられる。

つまり、減税分の寄付制度を新たに創設することで、NPOへの寄付を促し、NPOなどの活動を活発にすることによって、ボランティア活動人口の増加を図るというものである。

現時点で、それを担保する寄付制度の設計は具体化していないが、これにより、市役所の仕事をより市民やNPOなども含めた「民間」が担うようにつなげていきたいというのが河村市長の考えであると思われる。

(2) 地方自治の原則

①課税自主権

次に、地方自治の原則からみて、減税をどう見るべきかについて、考えてみたい。

「代表なくして課税なし」の原則は、もともと、イギリスの植民地であったアメリカの13州において、課税されながら、自らの代表を英国議会に送ることが許されていなかったことから、独立戦争において掲げられたスローガンであり、課税権に対する民主的統制の原則である。今日のわが国の地方自治において、課税権に対する民主的統制が現実に機能しているか、改めて考える必要があるように思われる。

自治体には地方税法の枠内において課税自主権が認められている。分権改革における課税自主権の拡充により、個人市町村民税の制限税率の撤廃や法定外普通税の同意を要する協議制への緩和、法定外目的税の創設などが

実現した。

一方、課税自主権が拡大されたとはいえ、法定税目において所得・消費・資産に対する課税がなされているなかにあつては、新たな法定外税を創設することができる範囲はかなり限定されているのが現状である。

もう1つ、課税自主権が拡充されたものとして、かつて、標準税率未満の税率を適用した自治体では、地方債の発行が禁止されていたが、2006年度から許可制へと改められたことが挙げられる。これによって、今回の市民税減税も可能となった。

②住民税と課税自主権

では、住民税において、これまで、課税自主権はどのように行使されてきたのであろうか。

これまで、住民税においては標準税率を上回る超過課税の適用例しかなかった。『平成21年版地方財政白書』によれば、2007年度決算において超過課税をしていたのは、道府県民税の個人均等割が23団体、所得割が1団体、道府県民税の法人均等割が23団体、法人税割が46団体、市町村民税の法人均等割が、398団体、法人税割が1,017団体であった。

道府県民税における個人均等割の超過課税の多くは、神奈川県でも実施されているような水源涵養のための森林機能保全や地球温暖化防止などを目的したものである。法人住民税の超過課税が多い理由として、法人は投票権を有しないことから、比較的課税が容易であるということが挙げられる。

このような実態から考えると、これまで、住民税については、標準税率がまさにスタンダードとして機能してきたといえ、超過課税も、課税しやすいところから課税するといった形で活用されるにとどまっていたといえよう。

そもそも、歳出が決まれば、それに応じて税負担も決まる、出づるを量って入るを制するという財政の基本原則があるが、現実の地方財政では、納税者による一定の税負担とそれによる歳入が所与のものとされ、それを前提として、歳出が決められてきた。

そうした現状のなかで、自治体の基幹税である住民税についても、大半の自治体で標準税率が所与のものとして適用されてきており、住民税の税率と行政サービスの供給を関連付けて税率が検討される機会はこれまで無きに等しかったといえるのではなからうか。

③市民税減税の意義

昨年4月の名古屋市長選挙において、市民税減税を主要公約に掲げる河村たかし氏が当選し、就任から約半年後に中日新聞社が実施した世論調査でも、市民税減税の実施を支持する人が86.4%に達した(2009年10月20日付中日新聞)。

これらのことから、市民の選択に基づいて市民税減税が行われたとみることができるが、地方自治の原則からみて、市民自らが選挙を通じて自治体の基幹税である市民税の税率を決定したことの意義は大きいと考えられる。

ただし、市長選挙から減税条例が制定される11月定例会までの間の議論を通じて、市民税減税の是非を判断する上で重要な行財政運営における中長期的な影響や税負担と行政サービスに関する議論が十分になされたかという点、そうとは言い難いのではないか。

そうした課題も含めて、今回、選挙を通じて、標準税率という1つの基準によることなく、名古屋市の主体的判断として、減税するという判断を市民が下したわけである。それだけに、今後も市民自身が税負担とサービスの関係や適正な税率について考え続けていくことが何より重要であろう。

(3) 減税と財政問題

①減税と借金～膨大な市債残高～

市民税減税を行うにあたって、市民の負担軽減という観点から、同時に検討すべき課題として、市の借金の問題がある。

名古屋市の市債残高は、2009年度現在、一般会計で1兆8,088億円、特別会計や公営企業会計を含めると、3兆2,887億円にのぼる。公営企業会計のなかでも債務が多いものは、高速度鉄道事業会計が7,111億円(注3)、下水道事業会計が5,438億円である。

また、2008年度決算をみると、借金の負担度を表す実質公債費比率は13.5%、将来の債務負担を表す将来負担比率は224.9%で、ともに政令市の中で高い方から7番目と高い水準にある。

今年1月12日に2010年度一般会計当初予算案が公表された。これによると、歳出総額は299億円増の1兆207億円、市税収入は市民税減税の影響により、231億円減の4,769億円、市債発行は85億円増の1,110億円になる見込みである。

今後5年間の中期的な収支見通しでは、市民税減税による税収減として、2010年度は161億円、11年度以降は219億円を見込む一方、歳入不足の財源対策として、毎年度80億円の臨時財政対策債の発行増を見込んでいる。

臨時財政対策債の償還に関する費用は、地方交付税の交付団体の場合は後年度の地方交付税で措置されるが、名古屋市は不交付団体であるため、交付税措置されず、実質的な借金となることに留意すべきである。

中日新聞社が2009年10月17・18日に実施した世論調査によると、市民税減税について、「福祉などにしわ寄せがないなら実施してほしい」と回答した人が全体の66.4%にのぼった。この回答をした年代別の比率をみると、70歳代が54%であるのに対し、20歳代では

72%にのぼった。このことから、若い世代ほど、将来世代への負担を懸念する傾向があると考えられる。

かつて、標準税率未満の税率を適用した場合に地方債の発行が禁止されていた理由の1つには、現在の世代が負担すべきものを後世へと転嫁することは避けるべきだという考え方があった。この考え方は地方債の発行が許可制に改められた現在においても、通用する考え方であろう。

また、長期的に考えたとき、減税をするよりも減税相当額の起債を抑制していく方が結果的に市民にとっての負担軽減につながるのではないかと思われるが、如何か。

②市民サービスへの影響

河村市長は、市民税減税にあたって、市民サービスは低下させないとの方針を示してきた。その一方、市側は2010年度一般会計当初予算案を公表した今年1月までの間、検討段階の削減対象事業を公表すると独り歩きする恐れがあるとして、税収減や減税に伴う市民サービスの影響に関する情報の公表を頑なに拒み続けたことは先述したとおりである。

このため、減税の財源や減税に伴う市民サービスへの影響が不明確なまま、減税条例が制定されることになり、市民税減税に関する議論が不十分なものとなった感は否めない。

そのことは、2月定例会に入って、市民税減税の是非そのものを問う事態を招くことにもつながっている。

当初予算案では、新たな生活支援策が盛り込まれる一方、既存の市民サービスの見直しも盛り込まれていた(資料1に一部を掲載)。

予算案に対し、民主は一定の評価をする一方、自民、公明、共産からは「福祉が後退する」「公約違反だ」などの批判が相次いだ。

今年1月17日には市予算案に対するパブリックヒアリングが初めて開かれたが、ここ

【資料1】

○2010年度当初予算案における

主な新規施策と見直し施策

《新規施策》

- ・ 水道料金の値下げ
- ・ 国民健康保険料の均等割額の3%引き下げ
- ・ 非課税世帯に対する予防ワクチンの無料化
- ・ 市営地下鉄・市バスの学生定期券の用途枠拡大

《既存施策の見直し》

- ・ 第3子以降の子育て支援手当（月2万円）の段階的廃止
- ・ 第3子以降の保育料無料の段階的廃止
- ・ 市民病院、市大病院での分娩介助料の引き上げ
- ・ 保育料の一部値上げ
- ・ 自動車図書館の廃止

でも福祉や医療など、事業の存続を求める要望が相次いで出されている。

河村市長はこれまで、減税をして行革を進める一方、市民サービスは低下させないと市民に説明してきた。こうした説明を聞き、行革と市民サービスは別のものであり、減税をしても市民サービスに影響が及ぶことはないとの錯覚を覚えた市民もいたのではなかろうか。

税収が落ち込んでいるなかで新たな施策を行おうとすれば、既存施策の見直しを含めた予算の組み替えは必要不可欠である。そのことについてお茶を濁すことなく、市民に説明することが建設的な議論の前提であるといえよう。

たとえば、2月定例会において、減税などをPRし、住民や企業を名古屋市に呼び込もうとする「住んでちょう！ナゴヤ大作戦」について、効果を疑問視する意見が出された。見方によっては、名古屋市民に対する子育て

支援サービスを削減する一方、他の自治体の住民や企業を名古屋市に誘致するための事業予算を盛り込んだとも読める。こうした点に関して、市民サービスを低下させないという一辺倒の説明ではなく、より丁寧な説明が求められよう。

市民からは、予算案で提示された自動車図書館の廃止や保育料の値上げに反対する署名が提出された。こうした動きを受け、2月定例会の予算審議においては、各党派から減税の財源確保のために市民サービスが削減されているとの追及があった。

そして、3月24日の本会議において、地域委員会のモデル実施の拡大や「住んでちょう！ナゴヤ大作戦」などの市長肝いりの施策の予算を減額修正する一方で、私学結核検診や第3子以降の保育料無料化、自動車図書館などの施策を復活させる修正を行った予算案が可決された。

（4）政治的影響

さて、今回の市民税減税は政治的にいかなる影響をもたらすのであろうか。

一般に、「減税」というカードは、選挙において、有権者の支持を得やすいという意味で即効性はあるが、減税後の財源確保および増税時の政治的影響などの副作用は大きいという意味で“劇薬”であると考えられる。

景気悪化の影響により、地方税の滞納が増加しつつあるなど、景気悪化が市民生活を直撃しているなかで、公約に「無駄遣い」の排除による減税の実現」を掲げれば、確かに有権者には魅力的に映るかもしれない。

昨年4月の名古屋市長選挙では、「市民税減税」という公約が選挙において大きなインパクトを与えうることが示された。実際に、同年6月の半田市長選挙では、市民税減税を公約に掲げる新人候補者が当選し、今年2月の岐阜市長選挙でも市民税減税を公約に掲げ

る候補者が立候補するなどの動きがみられている。来年には、統一地方選挙が予定されているが、新人候補者を中心に、減税を公約に掲げる候補者が現れるかもしれない。

しかし、一方で、財政難を背景として、この間、地方行政改革が進められ、自治体職員数も減少の一途をたどっているなかで、すでに絞った雑巾をさらに絞らなければならない状況にある、というのが自治体の現場の実感であろう。また、国・地方ともに膨大な累積債務を抱え、構造的な収支不足にあり、依然として、プライマリーバランスの黒字化の見通しも全く立っていない。そうしたなか、中長期的には増税が避けられない状況にあることは間違いない。

3兆3,000億円の債務を抱える名古屋市もその例外ではなく、いずれ、市民税減税の見直し、もしくは増税の決断を迫られる時が来るのではないかと考えられる。その時には市長の政治生命をかけた決断となることは必至である。

5. おわりに

2010年度当初予算案が提案された2月定例会では、市民税減税をめぐる大きな展開があった。

2009年12月に制定された市民税減税条例は、恒久的な減税を前提とするものであったが、2月定例会において、各会派から減税の財源や市民サービスへの影響を問題視する意見が相次ぎ、市民税減税の期間を1年限りとする条例改正案が賛成多数で可決・成立した。

今年1月に2010年度予算案が公表されたことにより、市会として、減税の財源や市民サービスへの影響について具体的に検証することが初めて可能となり、検証の結果、恒久的減税を見直す必要があるとの結論に達したものである。しかし、わずか3か月前に

自らが恒久的減税を行う条例を成立させながら、それをなぜ1年間に限定したのか、現時点で市会側が十分に説明しているとは言い難い。また、恒久的減税と単年度限りの減税とでは、その目的や効果は大きく異なるはずであり、そうした点も含め、市民に対して明確な説明がなされねばなるまい。

このように、紆余曲折をたどった市民税減税ではあるが、そもそも、市民税は市の行政サービスを支える大黒柱というべき税である。市民税の税率をいくらにするかは、大黒柱をどれくらい太くするかということと同じ意味をもつ。いくら大きな家を建てても、家を支える大黒柱が細ければ、家の住人は「地震や台風などにより、いつか倒壊するのではないか」と常に不安の中で暮らさなければならない。

市民が安心して暮らすことができるよう、行政サービスが提供されるのであるから、それを支える市民税の減税を検討するにあたっては慎重を期さねばならないはずである。

その意味において、本来ならば、市民税減税について、外部有識者などを交えて、減税の効果や市財政や市民サービスに与える影響など、さまざまな観点から検討を行うとともに、その結果を広く市民に公表し、意見を聞く機会を設けるなど、市民に開かれた議論のなかで、時間をかけて検討すべきであったのではなかろうか。

市民税減税について、河村市長は、地域委員会や議会改革、外郭団体改革などの他の改革と基本的に同じ方向性を持つとの認識のもと、これらをセットですすめている。すなわち河村市長は、これらの改革を住民やNPO、企業などがより主体的に公共サービスを担う地域社会への変革に向けた新たな試みとして位置付けているのである。

しかし、市民の間には、市民税減税や地域委員会、議会改革などがそれぞれ別個の取り

組みであるように映っているのではなからうか。つまり、河村市長が考える改革後の地域社会のイメージが市民に理解され、浸透するには至っていないのが実情ではないかと考えられ、この点、河村市長の丁寧な説明が求められよう。

この1年に満たない期間のなかで、市民税減税や地域委員会のモデル実施、外郭団体改革などに一定の道筋をつけたことは、河村市長の強い意欲の表れとみることができる。

市民税減税を含め、それぞれの改革が地域社会のあり方を大きく変えうる構想の一部をなすものであるならば、中長期的な行財政運営のビジョンを含めて、広く市民を巻き込むかたちで、改革後の地域社会のイメージについて、一定の時間をかけて議論し、合意形成を図ったうえで、すすめる必要があるのではないか。

本来、税は、より豊かな社会をつくり上げるためには何をすべきかを考え、それを実現するために社会の構成員である私たちが出し

合うものである。

名古屋市における市民税減税は、税の決定が市民にとって極めて重要な問題であることを再認識する機会となった。「地域主権」が叫ばれる一方、国と地方は膨大な債務を抱えている。そうしたいまこそ、市民自らが暮らしや社会を支える税への関心を持ち続けながら、どうあるべきかを問い続けていくことが何より重要である。

※注1 名古屋市の人口は約226万人であるが、河村市長のマニフェストに記載されている

「180万人」が何を指すのかは明らかでない。

※注2 名古屋市会の定数は75であり、会派別の構成は民主党が27議席と最も多く、自民党23、公明党14、共産党8、その他会派が3（各1）である。

※注3 高速度鉄道事業とは市営地下鉄のことで、現在6路線、営業キロは89キロとなっており、一部の路線で延伸工事が進められている。

◇◇◇ 公契約条例制定をすすめるテキスト 《2010年3月刊行》 ◇◇◇

自治総研ブックレット[9] 辻山幸宣・勝島行正・上林陽治編

『公契約を考える - 野田市公契約条例制定を受けて - 』

〈記念講演〉ただ必要なものを作っただけ 根本崇（野田市長）

〈緊急シンポ〉公契約を考える

①野田市公契約条例の制定を受けて私たちの課題は何か 勝島行正

②尼崎市議会での取組みから学ぶ 兵頭 宏

③入札改革から見た公契約条例 武藤博己

④公正労働実現の立場から 古川景一

〈今後に向けて〉浮き彫りになった論点と課題 勝島行正・上林陽治

ほか 関係資料多数掲載

[A5判・並製 定価 1,575円(税込)]

★ご注文は最寄りの書店、または公人社（TEL03-3947-5079）まで★

市町村合併特例法（合併新法）が期限切れ、県は広域連携の推進へ — 県西（2市8町）地域の合併検討も白紙に —

市町村の合併推進に際し、国の基本指針策定や特例措置などを規定した「市町村合併の特例に関する法律（合併新法）」（2005年4月1日施行）が期限切れ（2010年3月31日）を迎え、知事による合併構想の策定及び合併協議会の設置勧告など、総務大臣や都道府県による積極的な関与が打ち切られた。

期限切れの合併新法から、合併後の議員定数や地方税の特例や地方交付税算定の優遇など、障害除去のための措置を存置し、期間を10年延長した市町村合併特例法の一部改正法案は、2010年3月26日に参議院本会議で可決・成立し、4月1日から施行された。

合併推進策の打ち切りは、第29次地方制度調査会が2009年6月16日の答申で、市町村合併に「一定の成果があった」として、全国的な合併推進運動を2009年度末で一区切りとすることが適当、と提言したことによる。

1999年に始まった、いわゆる「平成の大合併」はこれで一段落するが、総務省発表によると全国の市町村数は、3232（1999年3月末時点）から、1727（2010年3月末日現在）となり、基礎自治体の数は半数近く減少した。

神奈川県ではこれまで、合併新法に基づき2007年10月に「神奈川における市町村の自主的な合併を推進するための構想」を策定し、5つの都市圏域を例示して、県内市町村の自主的な合併の取り組みを支援する体制を整えてきたが、今後は市町村への権限移譲を活用

した広域連携を推進する方向性を示している。

県が合併新法により圏域の構想を策定し、合併特例交付金の措置などの支援策を講じた例は、旧相模原市（津久井町・相模湖町と合併後）・旧城山町・旧藤野町による現在の相模原市の合併のみで、相模原市は本年4月1日に県内3番目の政令指定都市となった。

県が今後推進する方針の広域連携については、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町で構成されてきた任意団体の「湘南広域都市行政協議会」が、県からの事務権限移譲を予定し、4月1日に地方自治法の法定協議会となる動きがあった。県は、これからの広域連携への支援策として人的支援や財政的支援を検討している。

一方、県の合併推進構想で取り組みが期待される圏域と位置づけられた、県西部2市8町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・箱根町・真鶴町・湯河原町）では、2007年2月に県西合併検討会を設置して合併検討を進めてきたが、今年3月25日の会合で、2市8町の枠組みによる合併検討を2009年度末でいったん終了させることを承認し、31日付で検討会を廃止した。

検討が白紙に戻った背景には、合併の意味や時期を巡る温度差が指摘される（3月26日付神奈川新聞）が、検討会は広域連携の強化に向けて、4月に「（仮称）県西部広域行政協議会」を設立する方針も併せ承認しており、段階的な合併への道筋は残されているようだ。

—2010年度3月通常総会開かれる—
「本年6月総会後に公益認定の申請へ」
など全議案が承認される

2010年度3月総会が開催される

2010年3月16日(火)午後2時から神奈川県地域労働文化会館において(社)神奈川県地方自治研究センターの2010年度3月通常総会が開催された。

総会は、佐藤潔副理事長の司会で定刻通り開会された。その後、総会の出席状況(出席18、委任状33)が報告され、定款どおりに成立していることを確認した。その後に播磨谷真さんを議長に選出し、2名の議事録署名人も確認された。

続いて、上林得郎理事長から理事会を代表しての挨拶が行われた。次に勝島行正常務理事から2009年度事業報告、2009年度会計決算中間報告が行われ、いずれも全体で承認された。

理事の一部変更が全員満場一致選任される

議事に入り、はじめに第1号議案「理事の一部変更」が勝島常務理事から提案された。これは、昨年選任された2名の理事の途中辞任に伴う2名の追加と1名の新任についてである。選任にあたっては、それぞれについて氏名が読み上げられ、挙手により採決を行い、いずれも満場一致で承認された。退任理事および新任理事の氏名は以下のとおりである。

退任理事：松元道治・松原和敏

新任理事：大矢徹・遠田行雄・石井栄一
なお大矢徹理事については、専務理事とすることについても併せて承認された。

「2010年度事業計画および予算」について

続いて、大矢徹専務理事から2010年度事業計画案が提案され、承認された。

本年度研究事業計画の要点は、「鳩山政権の地方分権改革の行方と、世界同時不況の影響を受けて、自治体財政が逼迫していることなどについて注目して研究活動を進めていくこと」などである。

また、第3号議案「予算案」が提案され、承認された。予算案の特徴は、会員の減少が続いており、昨年度からさらに事業収入が減額されていること、本年度から予算書の様式を変更されたことなどである。

公益法人への移行申請は本年6月総会後

続いて、勝島常務理事から第4号議案「公益法人移行について」が提案され、承認された。

提案の要点は、「昨年度の方針では、2009年度中に公益認定を申請するとしたが、他の法人移行がほとんどなく慎重に判断してきた。今後は、他の法人も申請が進むものと思われるので、当センターとしても決断し、6月総会で定款を変更し、その後に申請を行うべく準備を早めたい」というものであった。

最後に、議長が解任され、総会は3時に終了した。

なお終了後に、辻山幸宣自治総研所長の記念講演が行われた(本誌巻頭に掲載)。

編集後記

本号で扱ったテーマはいずれも、これからの公共的な課題に対する市民の「負担」をどのように設定するのか、という問題を提起している。人々が納税負担の軽減を志向するのは極めて自然なことではあるが、行政の無駄の削減や新規施策の抑制を図ってもなお、超高齢社会における社会保障や現存する社会資本の維持に、継続的な経費が発生していくのは、もはや自明のこととされる。いま、公選の職に就く人々に求められることは、減税による生活支援やコミュニティへの負担転嫁よりもむしろ、納税に対し人々の信頼を獲得する政策の展開なのではないだろうか。将来世代への借金のツケは、私たちの世代で止めたい。

(谷本有美子)

2010年4月20日

自治研かながわ月報第120号(2010年4月号, 通算184号)

発行所	社団法人神奈川県地方自治研究センター
発行人	上林得郎 編集人 勝島行正 定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/ E-mail:kjk@gpn.co.jp
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174 横浜銀行 横浜市庁支店 0709629

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月700円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・80ページ程度・定価800円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。